国土交通省の営繕事業における働き方改革の取組
ー週休２日促進工事の取組状況ー

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課　計画調整係長　山中（やまなか） 謙介（けんすけ）

1. はじめに

建設産業は，地域のインフラの整備やメンテナンスの担い手であるとともに，災害時における地域の守り手として重要な役割を担っており，現在の就業者数の減少，高齢化の進行などを受け，担い手の確保が強く求められる状況にあります。

また，建設業における働き方に目を向けると，全産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないなど，働き方改革が重要な課題となっています。さらには，建設業において時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用される令和６年４月がもう間近に迫っており，働き方改革や処遇改善，生産性向上の推進が急務となっています。

本稿では，国土交通省の営繕事業において実施している働き方改革の実現に向けた取組について，週休２日促進工事の取組及びその実施状況を中心に紹介します。

2. 営繕事業における働き方改革の取組

国土交通省では，営繕事業における働き方改革に向け，さまざまな取組を実施しています（図ー1）。具体的には，「適正な工期設定・施工時期等の平準化」，「必要経費へのしわ寄せ防止の徹底」，「生産性向上」に係る各種取組をパッケージ化して推進しています。

加えて，これらの取組を，都道府県・政令市67団体の営繕行政担当課長等により構成される「全国営繕主管課長会議」や，中央省庁の営繕担当課長による「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」等を通じて公共建築の工事及び設計業務の発注者へ周知することにより，普及促進に努めています。

また，各種取組のうち，週休２日の促進に資するものとしては，従前より次の内容を実施しています。

○「公共建築工事標準仕様書」において，原則週休２日（土日・祝日は施工しない）とすることを規定

○適正な工期を確保するための方策や留意事項等をとりまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」において，次に掲げる事項等を考慮することを規定

・週休２日の確保，祝日等による不稼働日
・自然的要因及び労働事情，建設資材の調達事情等の社会的要因
・受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮（概成工期の設定・後工程へのしわ寄せ防止）

○工期中の週休２日の達成状況に応じて労務費の補正を行う「週休２日促進工事」の実施（「3. 週

営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期（受注者の責によらない場合の対応の徹底） ・各工程の施工期間の確保（監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定）
週休2日の推進	・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用 ・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施
施工時期等の平準化	・債務負担行為の積極活用（適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与）や余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定 ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用 ・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正

生産性向上

ICTの積極的な活用等	・生産性向上技術の活用 ➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用（原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR（発注者情報要件）を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行） ➢ 情報共有システムの活用（機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能） ➢ 建設現場の遠隔臨場（原則全ての工事で適用） ➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の小黒板情報電子化　等 ・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の簡素化	・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化 ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止 ・完成図等の提出を原則電子に一本化 ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	・設計業務の発注における設計条件の明示（諸条件の整理と適用基準の明示等） ・適切な設計図書の作成に向けた取組（設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等） ・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（設定された期限の遵守を契約図書に明記） ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化（総合図作成ガイドライン（士会連合会）やBIMの活用） ・関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

→ 公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

図－1　営繕事業における働き方改革の主な取組（令和5年度）

休2日促進工事」参照）

3.　週休2日促進工事

(1)　取組の概要

営繕工事では，平成29年度から週休2日の確保に取り組んでおり，平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事から，週休2日の達成状況に応じて労務費の補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を実施しています。

具体的には，工事着手日から工事完成日までの期間で，現場閉所（分離発注工事において，各契約工事単位で現場作業がない「現場休息」を含む。以下，同じ）の達成状況に応じた補正係数（表－1）により労務費の補正を行います（共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出）。

週休2日促進工事は，週休2日に取り組むこと

表－1　現場閉所の達成状況に応じた労務費の補正係数

現場閉所（現場休息を含む）の状況	補正係数
①4週8休以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上	1.05
②4週7休以上4週8休未満 （現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満	1.03
③4週6休以上4週7休未満 （現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満	1.01

を発注者が指定する「発注者指定方式」，または，受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式で実施します。

いずれの方式も，4週8休以上の現場閉所達成を前提に労務費を補正し，工事費を積算して予定価格を作成します(注1)。そして，現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合，発注者指定方式では労務費補正分の減額変更を行い，受注者希望方式では達成状況に応じた補正係数（**表－1**）を考慮して労務費の減額変更を行います。

(2)　適用対象工事

週休2日促進工事については，取組を開始した平成30年4月1日以降，令和6年4月の時間外労働時間の上限規制の適用に向けて，取組件数を順次拡大してきました。取組開始後，発注工事全体に対する週休2日に取り組む工事の比率は順調に増加し，令和3年度以降は，発注者指定方式だけでなく，受注者希望方式で受注者が取組を希望するものも含め，全ての発注工事にて週休2日に取り組んでいます。

また，発注方式に関しても，過去の4週8休を達成した工事件数の推移や傾向を踏まえ，受注者希望方式よりも週休2日の達成率の高い，発注者指定方式による週休2日促進工事の拡大に取り組んでいます。令和3年4月からは新築工事，令和4年4月からは大規模な改修等工事について，それぞれ原則として発注者指定方式を適用することとしました（上記以外の工事は受注者希望方式にて発注，**表－2**）。そして，令和5年4月からは，原則として全ての工事について発注者指定方式を適用することとしています。

表－2　週休2日促進工事の適用工事の推移

	H30	R元	R2	R3※1	R4※2
発注工事数	194	203	260	181	160
取組工事数	86	133	242	181	160
取組工事※3の割合	44.3%	65.5%	93.1%	100%	100%
うち発注者指定	7	7	14	47	71
うち受注者希望	79	126	228	134	89
発注者指定の割合	8.1%	5.3%	5.8%	26.0%	44.4%

※1　令和3年4月から新築工事を原則発注者指定方式にて発注
※2　令和4年4月から大規模な改修等工事を原則発注者指定方式にて発注
※3　発注者指定方式で実施した工事及び受注者希望方式で受注者が週休2日に取り組むことを希望した工事

(3)　週休2日のモニタリング

週休2日促進工事では，週休2日の達成状況等についてモニタリングを実施することとしています。また，週休2日達成の阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために，工事完了時点で受発注者へ「週休2日を達成できた要因」または「週休2日を達成できなかった要因」等についてアンケート調査を実施しています。ここでは，過去のモニタリング結果及び令和4年度に完成した週休2日促進工事の受発注者に対して行ったアンケート調査の結果を紹介します。

①　週休2日の達成状況

週休2日に取り組んだ工事のうち，週休2日（4週8休以上）を達成した完成工事の割合は，取組を開始した平成30年度では7割強程度でしたが，令和2年度には78.9%，令和3年度には90.9%と徐々に増加し，令和4年度においては97.1%（167件/172件）と，ほぼ全ての工事において週休2日を達成しています（**図－2**）。

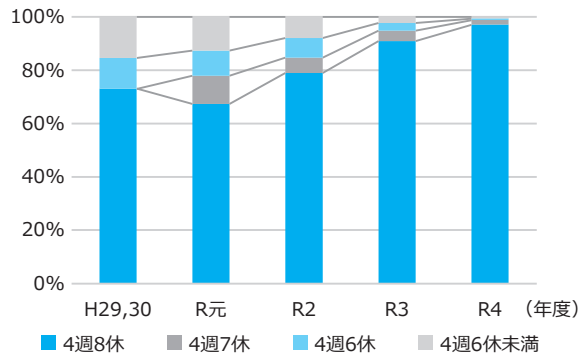

図－2　週休2日の達成状況の推移

② 週休2日を達成できた要因

週休2日を達成できた要因についてのアンケートの回答としては，「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が167件中107件と最も多く，続いて「各工事間の調整が適切に実施されたため」が98件，「適正な工期設定がされたため」が91件と続いています(注2)(図－3)。

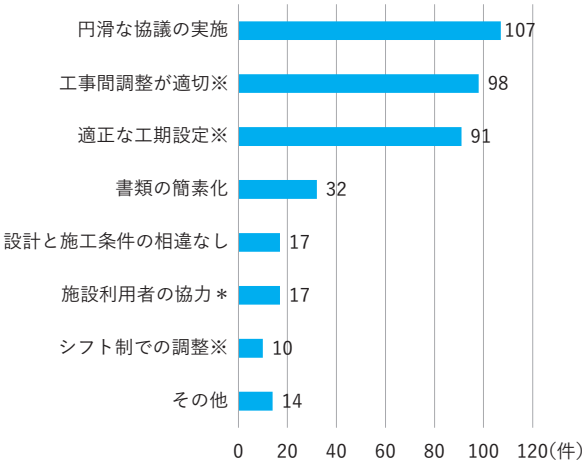

図－3　週休2日を達成できた要因(注2)

（達成できた要因の具体例）

・工事情報共有システム（ASP）の活用等により監督員との連絡がスムーズに行えた
・主任監督員と円滑な協議が実施され，現場の施工方法を早期に決定できた
・施設利用者側の理解と協力により，本来，土日作業を要する作業を平日に行うことができた　等

③ 週休2日を達成できなかった要因

週休2日を達成できなかった要因の回答としては，「執務並行改修で，施工上の制約が大きいため」が5件中3件と最も多く（うち2件が「特に大きな影響を与えた」と回答），続いて「資機材の調達遅れのため」，「職人の確保が困難であったため」が2件となっています（図－4）。

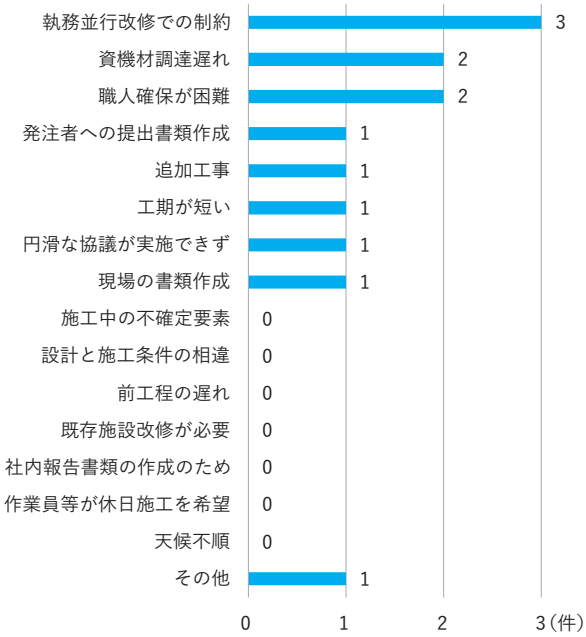

図－4　週休2日を達成できなかった要因

（達成できなかった要因の具体例）

・庁舎を稼働しながらの改修工事であったため，休日にしか作業ができないエリアがあった
・年度末の工事であり，かつ本工事と同様の改修工事が近隣で行われており職人の確保が困難であった　等

(4) 今後の取組について

アンケート結果を踏まえ，特に達成できなかった要因として挙げられた「執務並行改修での制約」については，施工上の制約となる条件について，工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど，引き続き発注者の対応について必要な改善を図っていきます。

他方，前述のとおり，令和5年度からは原則全ての工事を発注者指定による週休2日促進工事として実施し，また令和4年度完成工事の約97%で週休2日を達成するなど，工事期間中に週休2日を確保する所期の目的は達成しつつあります。

今後は，これまでの「休日の量の確保」に向けた取組からシフトし，時間外労働の上限規制の建設業への適用を見据えた月単位での週休２日の実現等，「休日の質の向上」に向けた検討を行っていきます。

4. 公共建築相談窓口

国土交通省では，本稿で紹介した営繕工事における週休２日促進工事の運用を始め，設計・工事の発注，各段階のマネジメント業務，老朽化対策，官庁営繕に関する技術基準の運用といった，公共建築工事に関する技術的な相談を受け付けるための窓口を，本省官庁営繕部のほか全国の地方整備局及び営繕事務所に設置しています。

令和４年度においては，全国で合計 2,104 件の相談に対し技術的な支援を行いました（令和３年度から約 150 件増）。相談者は，国が 31%，地方公共団体が 41%，独立行政法人等が 3% と，公共発注機関が全体の 75% を占めていました。また，内容については，昨年度と比較し，物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（昨年度比約４倍）や，建設現場の遠隔臨場（昨年度比約６倍）等に関する相談が大きく増加しました。

これらの取組は図－**1** に記載しているとおり，働き方改革に向けて営繕事業において取り組んでいるものであり，働き方改革について，国，地方公共団体等の公共発注者においても高い関心があることが分かります。また，相談に対する技術的支援を通じて，官庁営繕事業における取組の普及促進にもつながっています。

5. おわりに

本稿では，主に国土交通省の営繕事業における週休２日の確保に資する施策を中心に紹介しました。働き方改革の取組としては，ほかにも施工時期等の平準化や ICT の積極的な活用，工事関係書類の簡素化など多くの取組を実施しています。

引き続き，取組結果の分析，関係団体等との意見交換，最新技術の導入等を通じて，営繕事業における働き方改革を推進していきます。また，公共建築相談窓口では，今後も公共建築に係るさまざまな内容について回答しますので，お気軽にご相談ください。

（注１） 令和２年３月以前に入札手続きを開始した受注者希望方式の工事については，工事完了後に労務費の補正を行うこととしていました。

（注２） 達成できた要因の回答について，アンケートで「その他」と回答されたものは，詳細な理由を確認し，その内容に応じて，一部を既存の選択肢（※印）や新たな項目（＊印）に振り分けています。